

小金井市公立保育園運営協議会まとめ資料
(第IV期：2020年7月1日～22年3月31日)

1. 協議経過

(1) 第IV期までの経緯

第II期・第38回協議会にて市側より「民営化に関する協議をお願いしたい」という趣旨の発言があり、同期・第40回協議会では「公立保育園民営化に関する説明資料が提示されたものの、小金井市立公立保育園父母の会（以下、「五園連」）が求める内容とは相違があったため第II期から第III期へ持ち越しとなった。第III期においては、計12回にわたり協議会を実施したものの、2019年11月13日の市議会厚生文教委員会にて市長から「公立保育園民営化は、（中略）保護者を始め、市民のご理解をいただくため、あらゆる可能性を排除せず、待機児童の解消、保育の質の維持・向上、多様な保育ニーズへの対応など、子育て環境の充実に向けた取組を進めてまいります」との発言があったことや、五園連側からの資料要求に対して市側から回答が出ていないこともあり、体系的な議論には入ることができなかった。

(2) 第IV期について

第IV期前半は、7月からの任期であったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より9月と11月の2回のみの会議開催となったことからアンケートの実施のみの協議を行うにとどまり、第III期から持ち越しとされた議論が進展することはなかった。第IV期後半の第56回協議会（2021年7月31日開催）にて市から「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」（以下、「見直し方針（案）」とする）が提示され、市の方針として、施設が老朽化する公立保育園3園の段階的縮小を検討していることが明らかになった。これに対し本協議会では、後述のとおり、はじめに「見直し方針（案）」について本協議会で議論すべき内容について整理し、そのうちの今期の協議会で議論すべきと整理された議論は終了した。

(3) 協議会の開催状況

第IV期前半は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より会議の中止を余儀なくされた。第IV期後半に入り「見直し方針（案）」が提示されたことを受け、開催頻度を隔月から毎月に増回した。また、後半途中よりWEB会議形式をとりいれた。（※詳細の開催状況は別添資料のとおり）

2. 協議内容

(1) 議論すべき内容の整理

市が新たに提示した「見直し方針（案）」については、小金井市政全体の中では是非が判断されるべきテーマである。そのため、公立保育園の運営者と利用者のみが委員となっている本協議会は、その是非については議論せず、「見直し方針（案）」に記載のある施策が進むケース、及び、進んだケースを仮想し、

実際の施設利用者としての要望や意見について協議する場とした。

(2) 協議内容について

① 公立保育園の運営方法について

第IV期前半までは、市は「民営化を含めてあらゆる可能性を排除せず検討」としていたが、「見直し方針（案）」のとおり段階的縮小という方針が明示された。これに対して、前述のとおり、方針に対する是非は議論せず、現役利用者としての意見や要望を議題にして協議した。

② 「公立保育園の運営に関するアンケート」について

第IV期前半については、新型コロナウイルス感染拡大の混乱期であったこともありアンケート項目の精査がままならず、前年度と同様の項目にてアンケートを実施することとした。第IV期後半については、「見直し方針（案）」が提示され、今までの保育業務方針から大転換があったため、アンケート項目に修正を加える必要があったが、期限内に意見を集約することができず実施を見送った。

3. 次期への持ち越し事項

協議経過の（2）で述べたとおり「見直し方針（案）」についての本協議会での議論は終了している。また、仮に公立保育園の段階的縮小が進むことがあった場合において、2022年1月19日付で五園連から市長宛に5つの要望事項を記載した要望書を提出し、これについては、2022年1月に修正された「見直し方針（案）【令和4年1月修正版】」において、要望内容が反映されていることを確認している。次期協議会においては、第IV期の協議経過を踏まえ、この5つの要望事項について、実施の有無や約束を反故にすることがないかを継続的に確認していただきたい。

【要望項目（再掲）】

1. 子どもを第一に考えた対象園での在園児・保護者への対応について、保護者と市が話し合える場を設置すること
2. 方針案の中でも時期が定まっていないわかたけ保育園については、少なくとも募集を停止する年度の前々年度以前から、当該保護者に対して説明すること
3. くりのみ保育園とさくら保育園は、段階的縮小が開始されれば年々子どもが少なくなっていくことから、児童定員の上限まで募集を行い、少しでも多くの子どもが入園・在園できる環境を整えること
4. 該当園の保護者の選択肢を広げるために、転園にあたっての優遇措置を設けるとともに、適用時期については、実際に定員を減らす時期を待たず、方針決定後速やかに年度途中から適用すること
5. 小金井保育園とけやき保育園は、既に策定している計画等に基づき、適切な時期に改修計画の策定や必要な予算の確保を行うこと

資料編

開 催 状 況

回	開催日	議 題
5 4	R2.9.12	1 共同委員長（第3条第1号選出委員）の選任 2 会議の運営に係る確認 3 アンケートについて 4 その他
5 5	R2.11.21	1 前回会議録の確認 2 令和2年度アンケート（速報版）について 3 その他
—	R3.1.16	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止
—	R3.3.20	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止
—	R3.5月	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止
5 6	R3.7.31	1 共同委員長互選 2 アンケートについて 3 その他
5 7	R3.9.18 (Web会議)	1 前回会議録の確認 2 アンケートについて 3 新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）について 4 その他
5 8	R3.10.23 (Web会議)	1 前回会議録の確認 2 アンケートについて 3 新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）【修正版】について 4 その他
5 9	R3.11.27 (Web会議)	1 前回会議録の確認 2 新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）【修正版】について 3 その他
6 0	R3.12.18 (Web会議)	1 前回会議録の確認 2 新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）【修正版】について 3 その他
6 1	R4.1.22 (Web会議)	1 前回会議録の確認 2 新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）について 3 その他
—	R4.2.12	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止
6 2	R4.3.19 (Web会議)	1 前回会議録の確認 2 新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）について 3 第V期に向けて 4 その他

資料一覧

回	資料番号	資料名称
5 4	2 4 3	小金井市公立保育園運営協議会（第IV期）委員名簿
	2 4 4	令和2年度公立保育園の運営に関するアンケート（案）
	2 4 5	令和元年度から令和2年度における主な取組等について
5 5	2 4 6	令和2年度公立保育園の運営に関するアンケート調査集計（速報版）
5 6	2 4 7	小金井市公立保育園運営協議会（第IV期）委員名簿（案）
	2 4 8	令和2年度公立保育園の運営に関するアンケート調査集計結果
	2 4 8 - 2	小金井市公立保育園の運営に関するアンケートについて（平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度）
	2 4 9	新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）
	2 5 0	小金井市立保育園の今後の運営について
5 7	2 5 1	小金井市公立保育園運営協議会（第IV期）委員名簿【令和3年9月現在】
	2 5 2	小金井市立保育園条例（抜粋）
	2 5 3	この間の経過及び説明会開催予定
	2 5 4	厚生文教委員会（令和3年9月9日開催）陳情審査の冒頭発言
	2 5 5	小金井市立保育園の今後の運営について【変更のお知らせ】
5 8	2 5 6	新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）【修正版】
	2 5 7	新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）修正状況
	2 5 8	保護者説明会開催状況
	2 5 9	令和2年度市民1人当たりの歳出（目的区分別）決算額26市比較（令和2年度決算資料）
5 9	—	（第59回は資料なし）
6 0	2 6 0	説明会開催状況（令和3年10月9日～12月5日）
	2 6 1	公立保育園の運営方法の見直しについて（※仮題）【保護者委員提出資料】
6 1	2 6 2	公立保育園の運営方法の見直しについて（写）
	2 6 3	「公立保育園の運営方法の見直しについて」に対する市の考え方について
	2 6 4	パブリックコメント（意見募集）について
6 2	2 6 5	小金井市公立保育園運営協議会まとめ資料（案）（第IV期：2020年7月1日～22年3月31日）

小金井市公立保育園運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 市立保育園事業運営のサービス向上に資するため、小金井市公立保育園運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価に関する事項
- (2) 保護者が求める保育事業（保育ニーズの確認等）に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために検討が必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小金井市公立五園連絡協議会が推薦する公立保育園在園児の保護者 10人以内
- (2) 市職員 子ども家庭部長、保育課長、保育政策担当課長、公立保育園各園長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は4月から翌々年3月までの2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で協議会が設置された場合の任期は、翌々年度末までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会の委員長は、第3条第1号の中から選出された者及び子ども家庭部長の2人をもって充てる。

2 委員長は、共同で協議会を主宰する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が共同で招集する。

2 協議会の会議の運営については、委員長の間で協議して定める。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見もしくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

（平成30年4月に委嘱を受けた委員の任期の特例）

2 平成30年4月に委嘱を受けた委員の任期に対する第4条第1項の規定の適用については、同項中

「翌々年3月までの2年」とあるのは、「翌々年6月までの2年3か月」とする。

付 則（平成25年12月11日）

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

付 則（平成27年4月21日要綱第48号）

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

付 則（平成28年4月8日要綱第67号）

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

付 則（令和2年6月9日要綱第104号）

この要綱は、令和2年6月9日から施行し、この要綱による改正後の付則第2項の規定は、令和2年3月31日から適用する。

小金井市公立保育園運営協議会委員名簿（第IV期）

委員氏名	所属	委員長	在任期間	選出区分	備考
清澤 雄	くりのみ保育園		R2.7.1～R4.3.31	第3条第1号	
後庵 公彦	くりのみ保育園		R2.7.1～R4.3.31	第3条第1号	
河津 秀輝	わかたけ保育園		R2.7.1～R4.3.31	第3条第1号	
原 広樹	わかたけ保育園		R2.7.1～R4.3.31	第3条第1号	
木内 亮	小金井保育園		R2.7.1～R3.4.30	第3条第1号	委員の交代
小関 麻子	小金井保育園		R3.5.1～R4.3.31	第3条第1号	
澤口 香織	小金井保育園		R2.7.1～R3.4.30	第3条第1号	委員の交代
藤原 大介	小金井保育園	共同委員長	R3.5.1～R4.3.31	第3条第1号	
菊本 紗代	さくら保育園		R2.7.1～R4.3.31	第3条第1号	
小林 麻意子	さくら保育園	共同委員長	R2.7.1～R3.4.30	第3条第1号	委員の交代
御影池 あすみ	さくら保育園		R3.5.1～R4.3.31	第3条第1号	
森 遼平	けやき保育園		R2.7.1～R4.3.31	第3条第1号	
鈴木 雄大	けやき保育園		R2.7.1～R4.3.31	第3条第1号	
大澤 秀典	子ども家庭部長	共同委員長	R2.7.1～R4.3.31	第3条第2号	
三浦 真	保育課長		R2.7.1～R4.3.31	第3条第2号	
平岡 良一	保育政策担当課長		R2.7.1～R4.3.31	第3条第2号	
前島 美和	くりのみ保育園長		R2.7.1～R4.3.31	第3条第2号	
杉山 久子	わかたけ保育園長		R2.7.1～R4.3.31	第3条第2号	
小方 久美	小金井保育園長		R2.7.1～R4.3.31	第3条第2号	
柴田 桂子	さくら保育園長		R2.7.1～R4.3.31	第3条第2号	
池田 由美子	けやき保育園長		R2.7.1～R4.3.31	第3条第2号	

(敬称略)